



## 一般企業向け

# 労災保険の基礎

労災保険は労働者の業務上・通勤途上の傷病に対して給付される保険です。

近年では、疾病の発生や障害・死亡事故が発生した場合、その原因は使用者の安全配慮義務違反であるとして、使用者（企業）に対して損害賠償請求訴訟をする事例が急増しています。

労災の認定に関わらず、損害賠償請求は起こりえるもので、死亡の場合には 5,000 万円から 1 億円の支払いが必要になるケースがほとんどです。このようなリスクに対して、企業は事前に何をしておくべきなのか、また、万が一起こってしまった場合に何が最善の行動なのかを解説いただきます。

もしこのような事故が発生した場合には、企業経営の屋台骨を揺るがすことになりかねません。この機会多くの経営者の方に研修していただき、万全なリスク管理をしていただきたいを思いますので、多くのご参加をお待ちしております。

なお、建設業向けは、9月に予定しておりますので、楽しみにしておいてください。

### 研修の内容

- (1) 労災保険の概要
- (2) 労災（業務上災害・通勤災害）  
の認定基準と事例検討
- (3) 安全配慮義務違反とは
- (4) 事前の予防と発生後の対応

日時：平成23年4月15日（金）

9：30～11：30

場所：吉村会計2Fセミナールーム

講師：社会保険労務士事務所

オフィス アールワン

代表 高澤 留美子先生

参加費：無料

お申し込みはFAXで

047 - 347 - 9016

ご住所	〒		
会社名		参加者	
TEL		FAX	